

# 町議会を知つてください

現在、飯南町議会議員の定数は10人です。この議員は執行部から提案された議案に対して意見を述べ可否を示すのですが、議案は予算を伴うので、議会は町民のための貴重な財源をどのように効果的に使うのかを決定する重要な役割を持つています。

## 二元代表制の町長と議員

二元代表制と呼ばれる制度があります。これは住民が直接選挙で、首長(町長)と議会の議員を別々に選ぶ制度です。

町長は予算や条例などの議案提出や人事など幅広い権限を持っています。議会は議案の議決などで町長の行政運営を監視します。町長は議会から不信任を受けた場合に限り、対抗策として議会を解散できます。

両者は、より良い地域をつくるために、政策提案から執行までの政策過程全体にわたって、それぞれの特性を活かし、住民の声をしつかり聞きながら切磋琢磨することで、個別の利益代表ではなく、地域全体の代表者としてあるのが本来の姿です。



総務厚生常任委員会

## 議会の役割

議会は次のような役割を担っています。

### 1. 住民を代表する機関

「町民のためになるかどうか」を第一に、議論を重ねていくのが、両者の大切な使命なのです。

### 2. 地方公共団体の意思を決定する最高機関

議会は、町長から提案される予算、決算、条例制定や改廃、町が締結する契約等を審議しますが、審議の場に町民の意見を反映させ、さまざまな意見を出し合いで、その可否を決定する権限を持っています。

議会は、住民への行政サービス提供の最終決定者であるとともに、議会と執行部は、飯南町の発展と住民福祉等の向上のため、お互いに知恵を出し合い切磋琢磨することが求められます。

### 3. 執行機関の監視機関

議会は、住民に代わって執行



教育経済常任委員会

### 4. 提言する機関

議会は住民の代表であり、住民に一番身近な存在です。地域の状況と町の施策を確認・調査して議会で議論することも、条例制定や改廃等のほか議案の提案・修正などによる議会意思の表明などが出来るので、明確にする義務があります。

### 5. 地方自治体の内部機関

町長に提言することで、より一層、行政サービスの向上が期待できます。



向上に努めます。  
■ 町民の代表にふさわしい、模範となるような行動に努めます。

### 6. 公益に関する機関意思を決定する機関

議会は、議論を尽くした上で議案を議決します。それを飯南町の施策として対外的に実行するのは町長であり、議会は、縁の下の力持ちは役割を担っています。

議会は、議論を尽くした上で議案を議決します。それを飯南町の施策として対外的に実行するのは町長です。

議会は、議論を尽くした上で議案を議決します。それを飯南町の施策として対外的に実行するのは町長であり、議会は、縁の下の力持ちは役割を担っています。

## 議会基本条例への思い

議会はいま、自らの改革に着手しています。町の最高規範である「飯南町次世代につなぐまちづくり基本条例」制定に伴い、議会基本条例の制定を急いでいます。その主なものは、



教育経済常任委員会

### 議員の使命を果たすこと

■ 自らの資質向上に不斷に努めます。

■ この上で自由闊達な討議に努めます。

■ 自ら研鑽を深めるため研修に努め、まちの課題解決に資する提案を行います。

■ 一部の団体や地域にこだわることなく、町全体、全町民の福利

これらは、実際に当たり前のことなのですが、制定をしなければならないという現状を、議員も町民の皆様もう一度考えてみるべきです。議会議員の姿勢は「議会の役割」に照らし合わせるべきではないでしょうか。

町民の期待に応えるため、議員一人ひとりの使命を明確化し、議員としてとるべき行動を規定するために、私たちは今、議会基本条例の制定を目指しています。

### 議会の使命を果たすこと

■ 議会で話し合われたことや議決したことを町民に対しわかりやすく公開します。

■ 町民の考え方や要望事項を調査し、町政に反映させます。

■ 議会活動への町民参加と連携を積極的に進めます。